

## 第2次富士見町いのち支える自殺対策計画

# 「誰も自殺に 追い込まれることのない 富士見町」 を目指して



令和5年3月  
長野県富士見町



## はじめに

平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、「個人の問題」とされてきた自殺が広く「社会の問題」と認識され、国を挙げて自殺対策を推進した結果、全国の自殺者数は、減少傾向となりました。富士見町における直近 8 年間の自殺者は年平均 2.0 人となっており、自殺死亡率（人口 10 万人対）は、国や長野県と比較するとやや下回っている状況にあります。

平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、富士見町においても「富士見町のち支える自殺対策計画」を策定し、関係機関・団体で構成する「富士見町のち支える自殺対策推進ネットワーク会議」において関係機関とも連携しながら部局横断的に支援体制を整えてまいりました。

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人の僅かなサインに気づき、悩みや問題を一人で抱え込まないよう温かく見守る「対人支援」や、生きることの阻害要因を減らし促進要因を増やすことにより自殺リスクを低下させるため「生きることの包括的支援」に取り組む必要があります。

本計画の策定により、自殺が社会全体の問題であることを認識し、町民一人ひとりが自分らしく生活し、心身ともに健やかに暮らすことができるよう「誰もが自殺に追い込まれることのない富士見町」を目指して自殺対策を推進してまいります。

計画策定にあたり、富士見町の現状を見つめ直し、貴重なご意見とご提言をお寄せいただき、ご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。これから計画を推進するにあたり、ひとりでも大切な命を落とすことがないように、安心して暮らすことのできる富士見町を目指してまいります。町民のみなさまのより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和 5 年 3 月

富士見町長 名取重治





## 目次

<b>第1章 計画の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 趣旨と背景 . . . . .	1
2. 計画の位置づけ . . . . .	5
3. 計画の期間 . . . . .	5
<b>第2章 富士見町の現状と課題</b> . . . . .	<b>6</b>
1. 統計データから見る富士見町の自殺の現状 . . . . .	6
2. 支援が優先されるべき対象群 . . . . .	9
3. 各種団体アンケート調査結果 . . . . .	10
4. 町民・若者アンケート調査結果 . . . . .	13
5. 自殺の危機要因及び危機経路 . . . . .	21
<b>第3章 計画の目標と基本方針</b> . . . . .	<b>22</b>
1. 目標 . . . . .	22
2. 基本方針 . . . . .	22
<b>第4章 自殺対策の具体的取組</b> . . . . .	<b>25</b>
施策1：地域におけるネットワークの強化 . . . . .	25
施策2：自殺対策を支える人材の育成 . . . . .	26
施策3：町民への啓発と周知 . . . . .	27
施策4：生きることへの支援 . . . . .	27
施策5：子どもへの支援 . . . . .	30
施策6：働く世代への支援 . . . . .	31
施策7：高齢者への支援 . . . . .	32
施策8：生活困窮者への支援 . . . . .	33
<b>第5章 今後の成果指標</b> . . . . .	<b>34</b>
1. 自殺対策全体の成果指標(数値目標) . . . . .	34
2. 施策に対する指標 . . . . .	34
<b>資料編</b> . . . . .	<b>36</b>
富士見町のいち支える自殺対策ネットワーク会議組織表 . . . . .	36



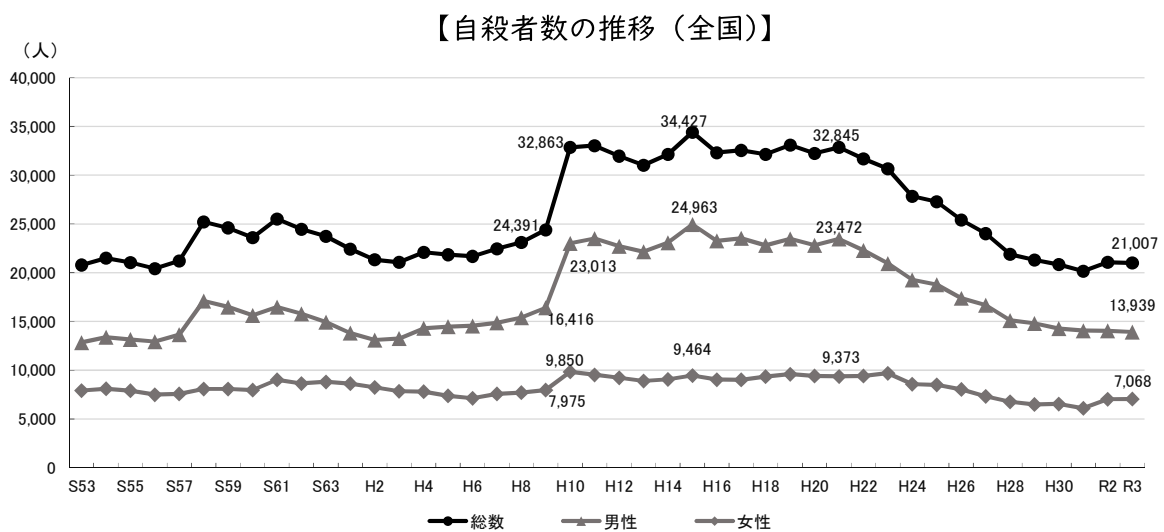
# 第1章 計画の概要

## 1. 趣旨と背景

我が国の自殺対策は、平成18(2006)年に自殺対策基本法が制定されて以降大きく前進しました。「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は平成21(2009)年から令和元(2019)年にかけて減少を続けてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2(2020)年には再び増加に転じました。世界全体が社会・経済的に危機的状況に陥り、感染症拡大の終息にめどが立たない中で多くの人が様々な不安や負担、ストレスを抱える状態になったことが背景にあるといわれています。

平成28(2016)年に改正された自殺対策基本法においては、誰もが「生きることの包括的な支援」として、自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県、市町村で「自殺対策計画」を策定することとされています。



資料：警察庁「自殺統計」

## (1) 自殺対策をめぐる国の動向

国内における自殺者数は、平成 24 (2012) 年に 15 年ぶりに 3 万人を下回り、令和元(2019)年まで減少傾向で推移していましたが、その後増加傾向に転じ、令和 3(2021)年には 21,007 人となっています。また、自殺死亡率は主要先進 7 カ国 (G7) の中で最も高い状況が続いています。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があり、その多くが追い込まれた末の死であることがわかっています。

平成 28 (2016) 年には自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進しています。また、社会における「生きることの阻害要因 (自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因 (自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう、地域レベルの実践的な取組を中心とすることが必要であるとの考えを示しています。

年 月	法令等の動き	内 容
平成 18(2006)年 10 月	自殺対策基本法施行	対策の枠組ができる
平成 19(2007)年 6 月	自殺総合対策大綱閣議決定	都道府県の財政的枠組ができる
平成 21 (2009) 年度	補正予算：地域自殺対策緊急強化基金 (100 億円)	
平成 24(2012)年 8 月	自殺総合対策大綱見直し	初めて全体的な見直しが行われ、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことを明記
平成 24(2012)年~26(2014)年	基金の効果評価(内閣府)	
平成 27(2015)年 6 月	自殺総合対策の更なる推進を求める決議	参議院厚生労働委員会にて全会一致で可決
平成 28(2016)年 4 月	改正自殺対策基本法施行	地域自殺対策計画策定の義務化と地域特性に基づく自殺対策の推進
平成 29(2017)年 7 月	自殺総合対策大綱見直し	効果評価とPDCAサイクルの推進
令和 4(2022)年 10 月 14 日	新たな自殺総合対策大綱閣議決定	子ども・若者・女性への対策の強化など

令和4（2022）年10月には、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。自殺対策基本法が成立した平成18（2006）年と令和元（2019）年との比較では自殺者は男女とも減少しているものの、依然、中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていません。加えて、令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化し、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数が11年ぶりに前年を上回ったことなどから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進が基本認識に盛り込まれました。

### 自殺総合対策の基本理念

#### 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

#### 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある

#### 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

自殺者は中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていない

#### 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により女性や子ども・若者の自殺が増加している

#### 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

政府の提供する政策パッケージに対し、各自治体が成果等を分析し、それを踏まえて政策パッケージの改善を図るサイクルをつくる

## (2) 富士見町における取組

富士見町においては、第3期富士見町地域福祉計画により、「互いに認め合い、互いに支え合う、笑顔あふれるふれあいの町 富士見」を基本理念として、町民、ボランティア、NPO、事業者、町、社会福祉協議会など地域に関わるすべての人や団体が一体となり、支え合い、助け合う取組を進めています。

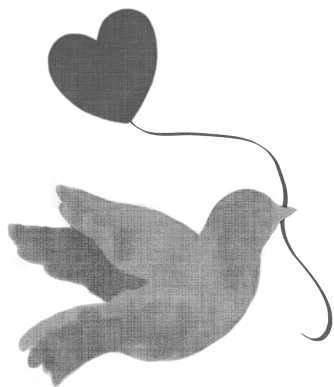
第2次富士見町健康づくり計画「健康ふじみ21」において、心の健康分野では、「心と心が通い合いゆとりをもって安心して暮らせる環境づくり」をスローガンに、心の健康の大切さや命の大切さを知り、自分らしく生活することを目指し、心の健康に関する啓発、悩みのある人への相談対応や家族支援、地域での支援者育成等を行ってきました。

平成30(2018)年3月には、「健康ふじみ21」の中間評価を行いました。目標達成状況をみると、子育て中の父親の育児参加、絵本の読み聞かせをしている親、高齢者の閉じこもりやうつ等は計画策定時の数値より改善されていました。

一方で、子育て中の親・中学生・15～19歳の相談相手がいる人の減少、睡眠による休養がとれている人の減少、ストレスを感じている女性の割合の増加等、策定時の数値より悪化し、中間目標値を達成していない項目が多くみられました。また、中間評価では、自殺による死亡率が全国に比べて高い状況にありました。

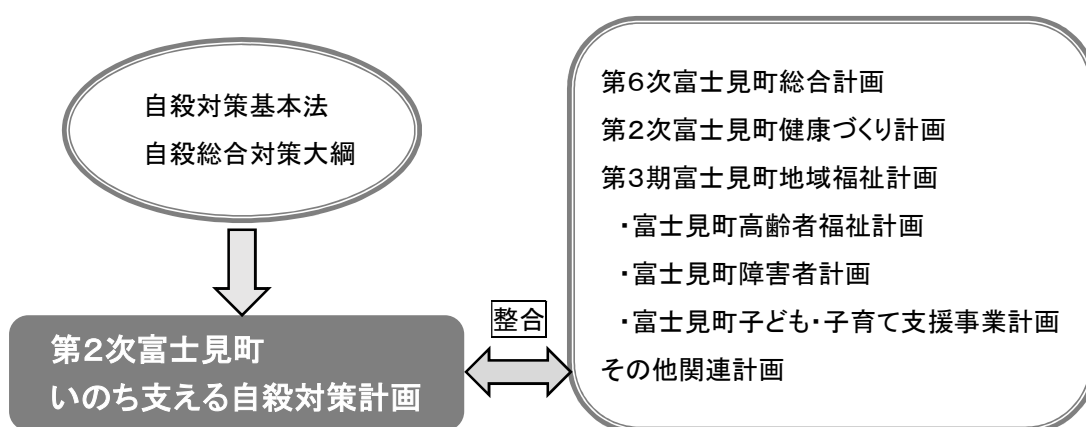
平成30(2018)年8月には、富士見町いのち支える自殺対策推進本部を設置、同年12月には、富士見町いのち支える自殺対策ネットワーク会議を設置し、平成31(2019)年度から令和4(2022)年度の4年間の計画で「富士見町いのち支える自殺対策計画」を策定しました。

今後もさらに、大切な命を守る取組の推進が求められています。



## 2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28(2016)年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の要旨を踏まえ、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。また、本計画は町の関連計画(第6次富士見町総合計画、第2次富士見町健康づくり計画、第3期富士見町地域福祉計画等)との整合性を図っています。



## 3. 計画の期間

関連計画との整合性を図るため、これらの期間に合わせて計画の推進期間を令和5(2023)年度～令和9(2027)年度の5年間とします。

平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
				第2次富士見町のち支える自殺対策計画				

## 第2章 富士見町の現状と課題

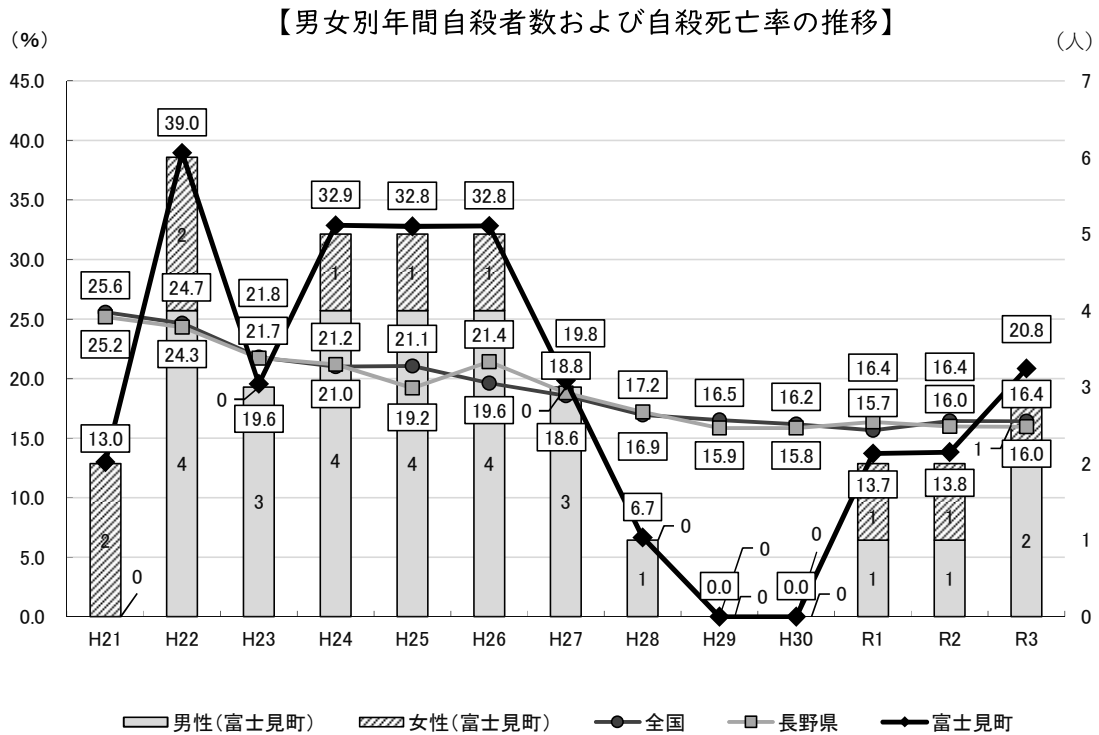
### 1. 統計データから見る富士見町の自殺の現状

#### ① 令和元（2019）年には増加に転じている

平成21（2009）年～令和3（2021）年の間に自殺で亡くなった人の数は37人（年間平均2.8人）です（平成26（2014）年～令和3（2021）年では年間平均2.0人）。

自殺死亡率（人口10万人対）は平均18.8%で、全国の19.3%をやや下回っています。

また、富士見町の自殺者数は平成26（2014）年以降減少を続けていましたが、令和元（2019）年には増加に転じています。

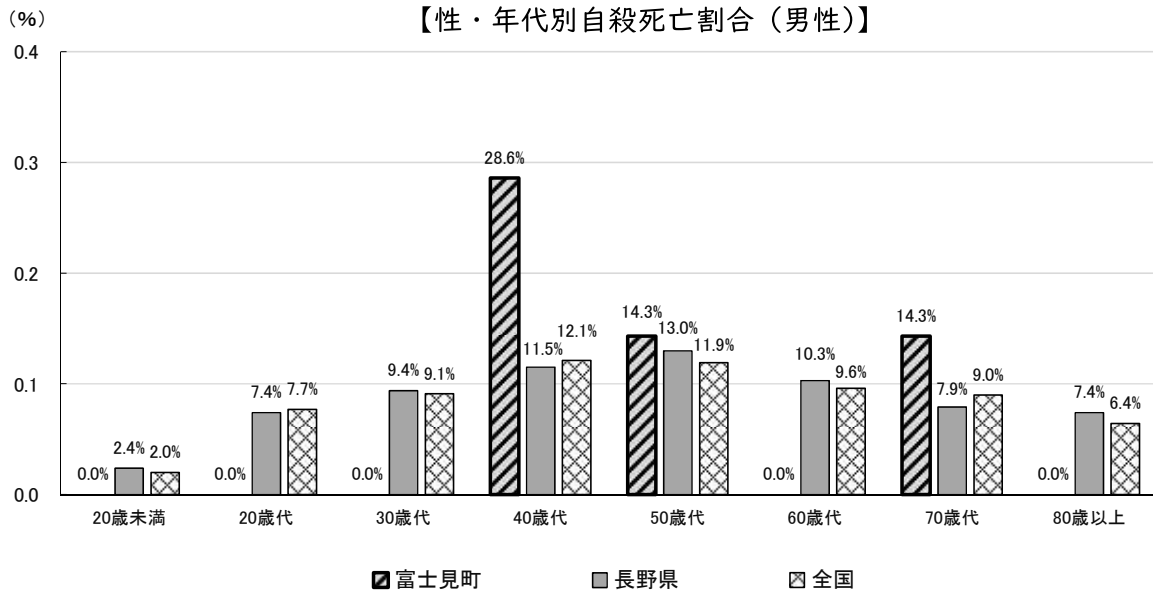


資料：厚生労働省人口動態統計に基づく自殺者数(住所地・自殺日)



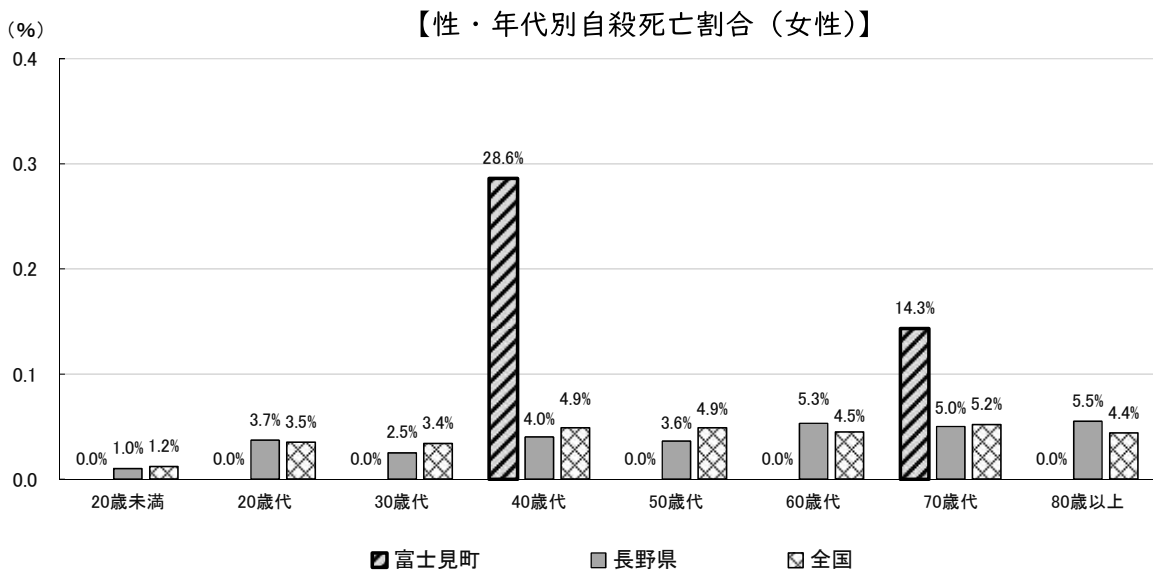
② 40歳代の自殺死亡割合が高い

平成29(2017)年～令和3(2021)年の5年間の性・年代別自殺死亡割合をみると、男女とも特に40歳代が高く、県や全国と比較しても高くなっています。



※全自殺者に占める割合

資料：富士見町 地域自殺実態プロフィール 2022 (JSCP2022)、  
長野県 地域自殺実態プロフィール 2022 (JSCP2022)



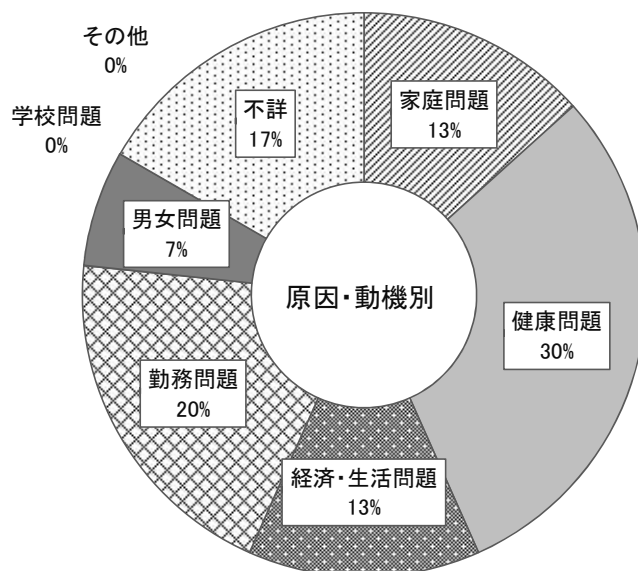
※全自殺者に占める割合

資料：富士見町 地域自殺実態プロフィール 2022 (JSCP2022)、  
長野県 地域自殺実態プロフィール 2022 (JSCP2022)

③ 原因・動機は「健康問題」が一番多く、次いで「勤務問題」

平成 24（2012）年～令和 3（2021）年の 10 年間の自殺の原因・動機をみると、「健康問題」が一番多く、次いで「勤務問題」となっています。

【自殺の原因・動機】



資料：厚生労働省人口動態統計に基づく自殺者数(住所地・自殺日)

※平成 28 年～令和 2 年統計なし

## 2. 支援が優先されるべき対象群

平成29(2017)年～令和3(2021)年の5年間の自殺者数は合計7人(男性4人、女性3人)でした。

いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)の「地域自殺実態プロファイル2022」により、富士見町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性(性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別)の上位5区分が示されました。

直近5年間の実態に基づき、「推奨される重点パッケージ」として<無職者・失業者>、<生活困窮者>、<勤務・経営>が挙げられています。他にも、策定時より毎年<高齢者>も挙がってきており、高齢化も進んでいるため、今後も引き続き支援をしていく必要があると考えられます。

### 【富士見町の主な自殺者の特徴】

	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対) <sup>※1</sup>	背景にある主な自殺の 危機経路 <sup>※2</sup>
1位： 男性40～59歳 無職同居	2人	28.6%	319.4	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
2位： 女性40～59歳 無職同居	1人	14.3%	40.3	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
3位： 女性40～59歳 有職同居	1人	14.3%	18.4	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位： 男性60歳以上 無職同居	1人	14.3%	16.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
5位： 男性40～59歳 有職同居	1人	14.3%	13.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

資料：富士見町 地域自殺実態プロファイル2022 (JSCP2022)

※1 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの

※2 自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではない

### 3. 各種団体アンケート調査結果

#### (1) 結果報告

自殺対策の地域ネットワークを構築する行政機関、医療・福祉・保健機関、教育機関、産業機関、警察・消防、その他関係団体に対し、アンケート調査を実施しました。

(回答数=16 団体)

#### 活動するうえで意識していること (記述式) ※主なワード抜粋

組織内外における連携 (6 団体) /信頼・つながり・ネットワーク (4 団体) /傾聴 (2 団体) /個々の困りごとを解決/健康づくり/人権を尊重し合う

#### 活動している地域や分野の様子 (記述式) ※主なワード抜粋

高齢者 (3 団体) /住民が交通手段に困っている (2 団体) /業務のなかで当事者との関わり少ない・把握しにくい (2 団体) /困りごとや悩みごとを掘り下げ、密に連絡をとっている/地域が大変協力的

#### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響 (記述式) ※主なワード抜粋

**団体** ・会議・研修・交流の中止・縮小・制限 (多数)

⇒職員の連携やスキルアップが不十分、技術維持への心配、職員同士の交流の機会喪失

・事業所の一時停止など ⇒収益悪化

・対面を避けるなど、要支援者などへの対応の制限

**住民** ・サロン・講習会・コミュニケーション・フォーラムなどの中止・縮小・制限 (多数)

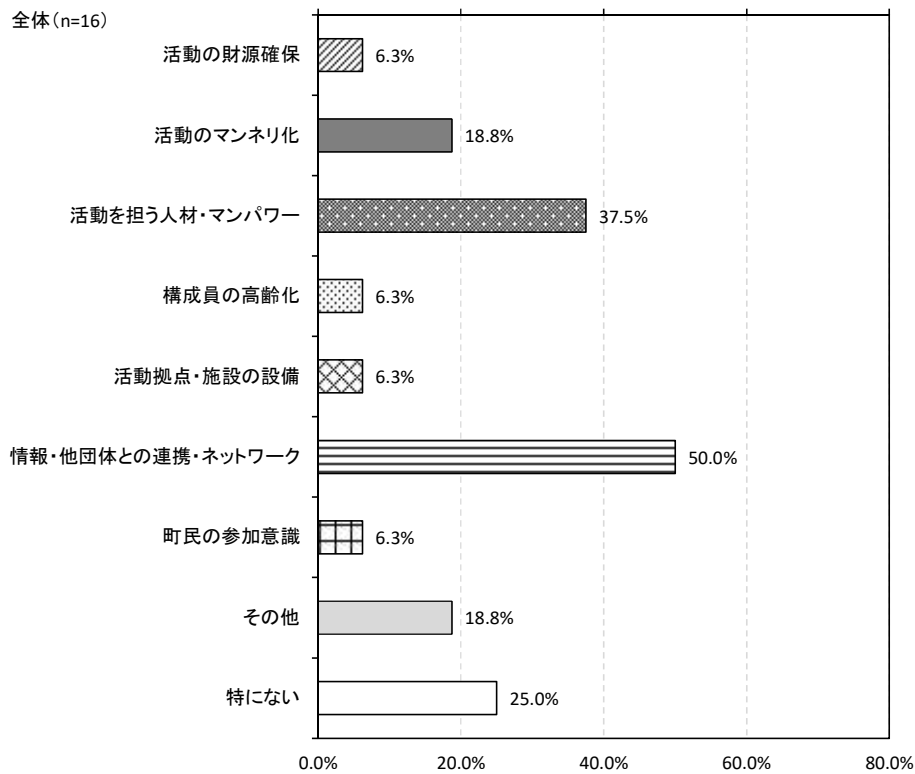
⇒人との交流が減ることによる心身への影響の懸念

・感染を恐れて受診など控える (2 団体)

⇒状態把握が遅れる危険

### 現在および今後の活動の課題（選択式・複数回答）

「情報・他団体との連携・ネットワーク」の割合が50.0%と最も高く、次いで「活動を担う人材・マンパワー」が37.5%、「活動のマンネリ化」が18.8%等となっています。



### 自殺予防に向けて（自由記述）

- 危機管理対応に追われており、地域の状況把握や関係機関との連携が十分行えず、活動に反映できていない。
- 継続性や地域への浸透を考えると、民生委員は2期以上継続してほしいが、1期のみで交代する委員が多い（民生委員の活動に対する理解者あるいは協力者が増えると考えれば、よい側面もある）。現状で特に問題はないが、行政、関係団体などとの連携はできるだけ密に行っていききたい。
- すずらん号の使いやすさを考えてほしい。低所得者の住宅を整えてほしい。町営住宅に単身の人が入居できない。
- 追いつめられている人の情報がなかなか入ってこない。
- 研修を推進するための講師について考えあぐねている。また、対話の中で人権教育の根底をなす言葉を意図的・計画的に使って授業を展開する教職員がまだ十分に実践できていない。

- 会員が主体的に参加できるようにするため、意識の高揚が必要。
- 青少年のゲーム依存、SNS上のトラブル、ヤングケアラーの問題、社会環境の変化に伴う新たな課題が生まれており、対応が難しくなっている。

## (2) 調査結果にみる課題

多くの団体が、活動するうえで組織内外における連携を意識しています。また、住民との信頼関係や住民同士のつながりの大切さを強調しています。

地域や分野の様子として、高齢で交通手段の確保が難しい住民がサポートにつながりにくいという問題が挙げられたほか、通常業務において支援が必要な住民との直接の関わりを持ちにくく、実態を把握しづらいという声もありました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、職員同士の直接の関わり方の制限による連携やスキルなどへの影響と、住民の活動の制限による心身への影響が心配されます。

今後は、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえた体制づくりに加え、以前からの課題への取組の強化、また、社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応が必要となるといえます。



**4. 町民・若者アンケート調査結果**

**(1) 結果報告**

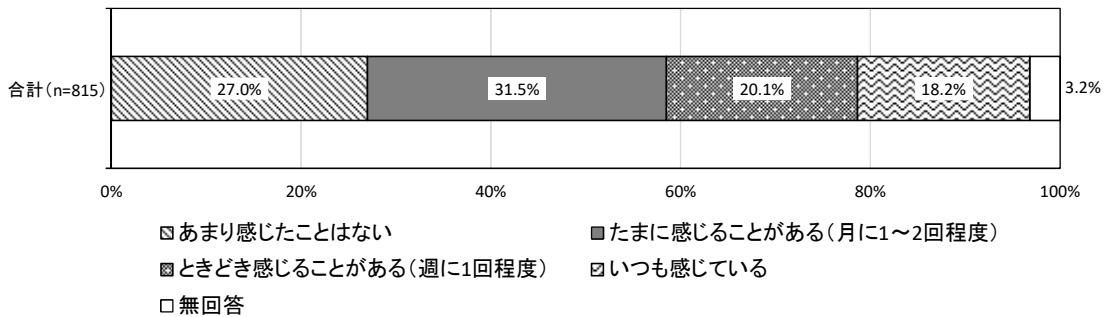
「第6次富士見町総合計画にかかる町民意識調査」及び「第6次富士見町総合計画にかかる若者意識調査」において、町民（18歳以上）と若者（16～17歳）に対し、「暮らしの中での心の健康について」の項目でアンケート調査を実施しました。

（回答数＝町民：815人、若者：108人）

**あなたは、日頃、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることはありませんか。（1つに○）**

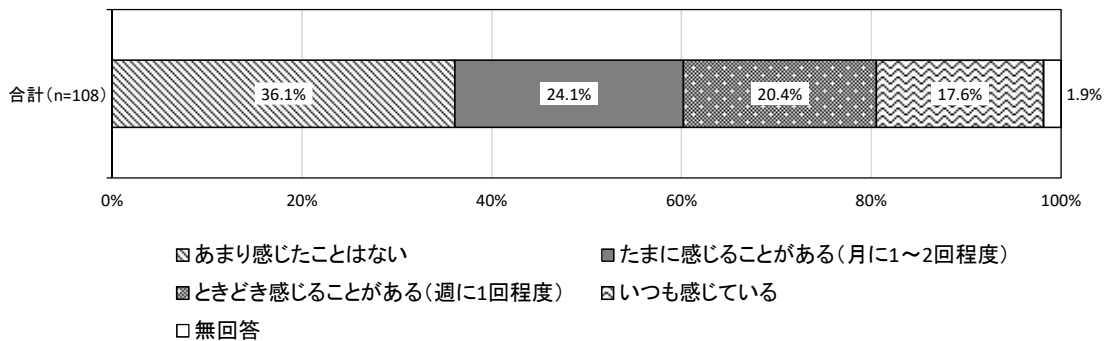
**【町民（18歳以上）】**

ストレスなどを、「たまに感じることもある（月に1～2回程度）」と答えた人の割合が31.5%と最も高く、「あまり感じたことはない」が27.0%と続きます。「たまに」、「ときどき（週に1回程度）」、「いつも」を合わせた、「感じることもある」人は69.8%に達します。



**【若者（16～17歳）】**

ストレスなどを、「あまり感じたことはない」と答えた人の割合が36.1%と最も高く、「たまに感じることもある（月に1～2回程度）」が24.1%と続きます。「たまに」、「ときどき（週に1回程度）」、「いつも」を合わせた、「感じることもある」人は62.1%に達します。



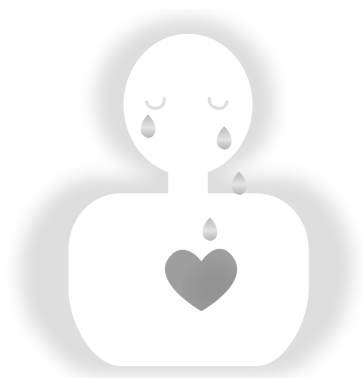
【日頃、悩みや苦勞、ストレス、不満を「いつも感じている」人の割合が高い町民（18歳以上）の属性】

年齢	「18～24歳」	32.0%	（8人）
	「40～44歳」	30.5%	（18人）
	「45～49歳」	28.9%	（22人）
家族構成	「三世帯同居（祖父母と親とあなた）」	38.5%	（5人）
	「三世帯同居（親とあなたと子）」	31.5%	（23人）
	「二世帯同居（親とあなた）」	27.5%	（30人）
	「その他」	35.3%	（6人）
同居家族属性	「要介護認定者」	35.4%	（17人）

※家族構成「その他」は、「一人暮らし」、「夫婦で二人暮らし」、「二世帯同居（あなたと子）」、「二世帯同居（親とあなた）」、「三世帯同居（あなたと子と孫）」、「三世帯同居（親とあなたと子）」、「三世帯同居（祖父母と親とあなた）」以外

【日頃、悩みや苦勞、ストレス、不満を「いつも感じている」人の割合が高い若者（16～17歳）の属性】

性別	「女性」	27.1%	（16人）
兄弟姉妹	「いない」	55.6%	（5人）

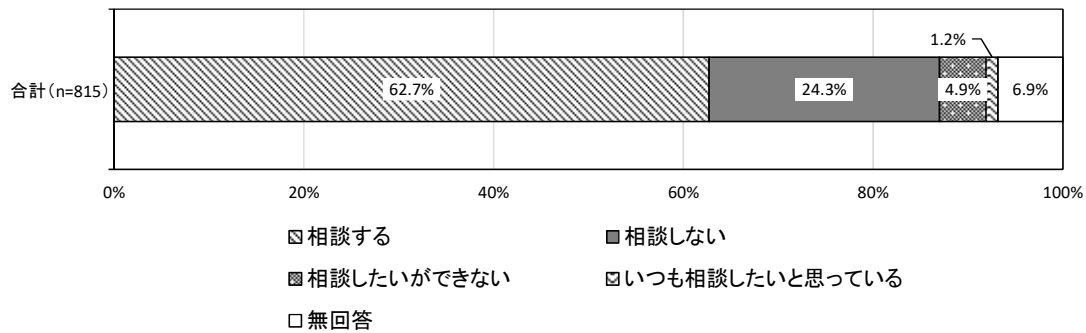




あなたは、悩みがある時やストレスを感じた時に、誰かに相談しますか。(1つに○)

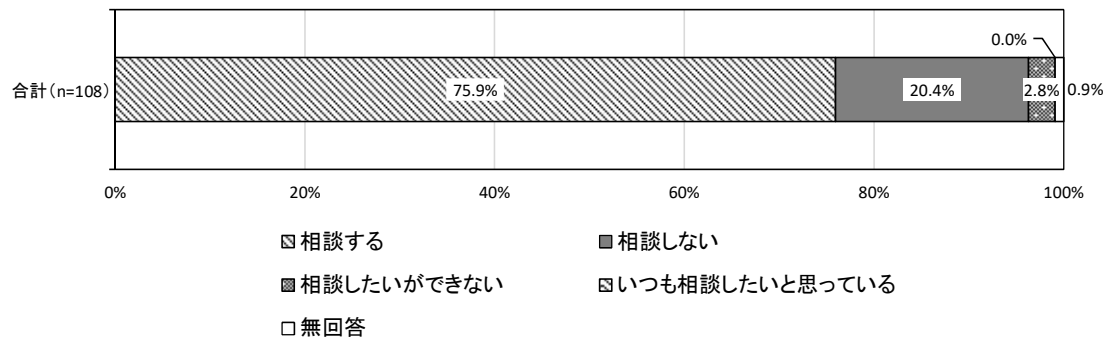
【町民（18歳以上）】

「相談する」と答えた人が62.7%となっています。一方で、「相談しない」が24.3%、「相談したいができない」が4.9%、「いつも相談したいと思っている」が1.2%となっています。



【若者（16～17歳）】

「相談する」と答えた人が75.9%となっています。一方で、「相談しない」が20.4%、「相談したいができない」が2.8%、「いつも相談したいと思っている」が0.0%となっています。

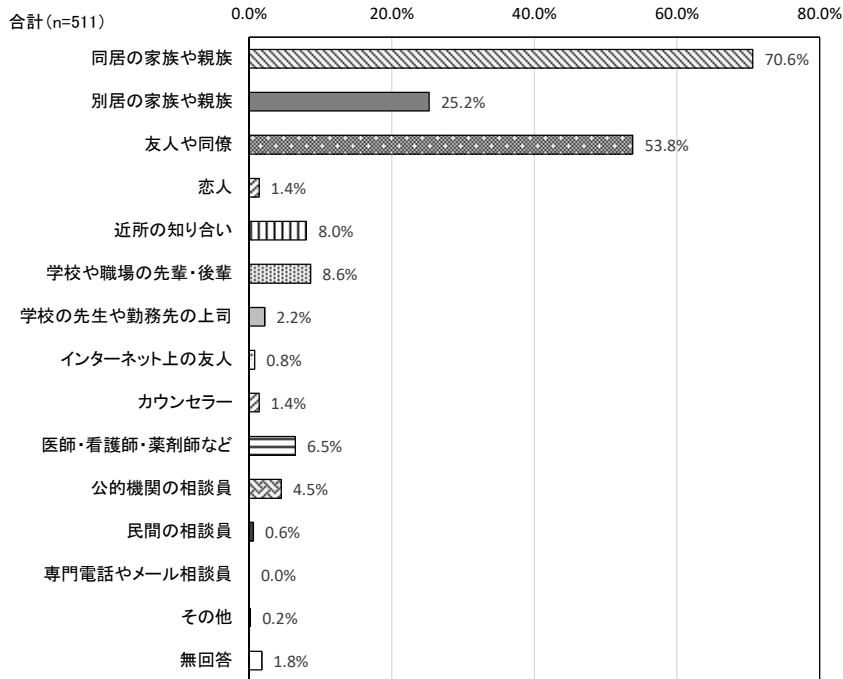


「相談する」に○を付けた方

その相談相手は、どのような人ですか。(○はいくつでも)

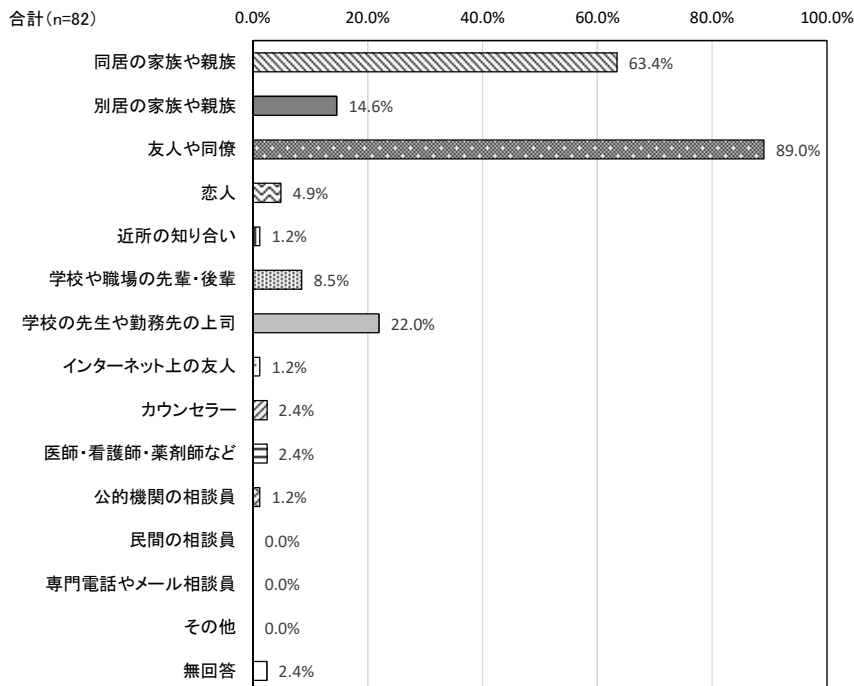
【町民（18歳以上）】

最も多く挙げられたのが、「同居の家族や親族」(70.6%)です。次いで「友人や同僚」が53.8%、「別居の家族や親族」が25.2%等となっています。



【若者（16～17歳）】

最も多く挙げられたのが、「友人や同僚」(89.0%)です。次いで「同居の家族や親族」が63.4%、「学校の先生や勤務先の上司」が22.0%等となっています。

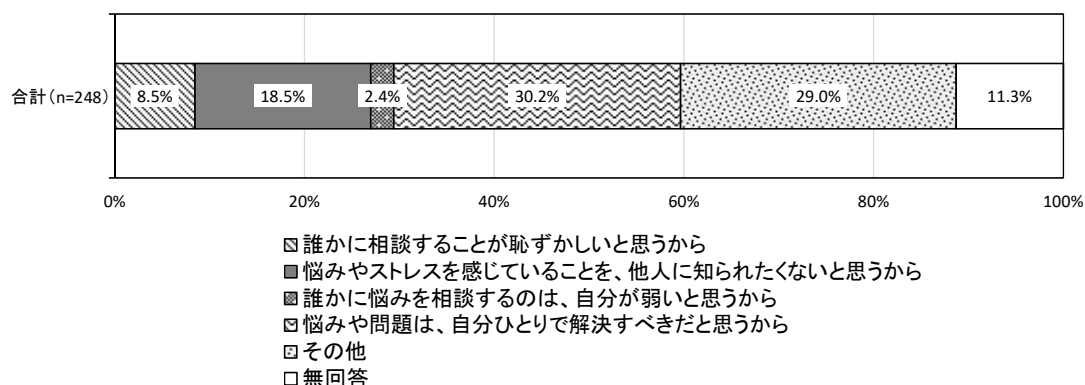


「相談しない」「相談したいができない」「いつも相談したいと思っている」に○を付けた方

その理由は何ですか。(1つに○)

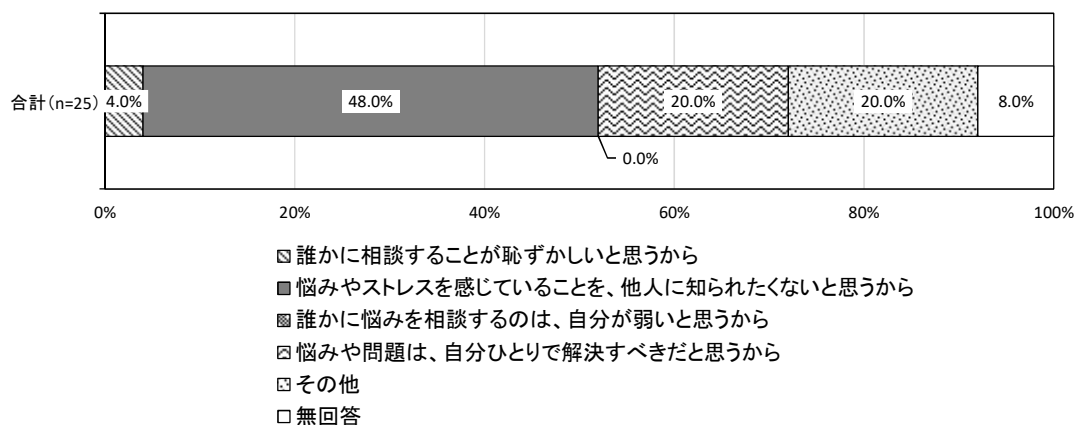
【町民（18歳以上）】

相談しない・できない理由の最多は、「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思うから」(30.2%)となっています。「その他」が29.0%と続くことから、様々な理由があることがわかります。また、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思うから」を理由に挙げた人も18.5%でした。



【若者（16～17歳）】

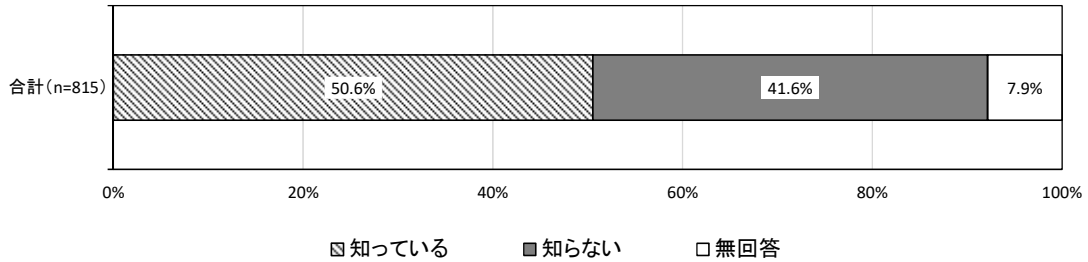
相談しない・できない理由の最多は、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思うから」(48.0%)となっています。次いで「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思うから」、「その他」がそれぞれ20.0%となっています。



あなたは、精神的なストレスや不安について、例にあるような相談窓口 ※ で相談できることを知っていますか。(1つに○)

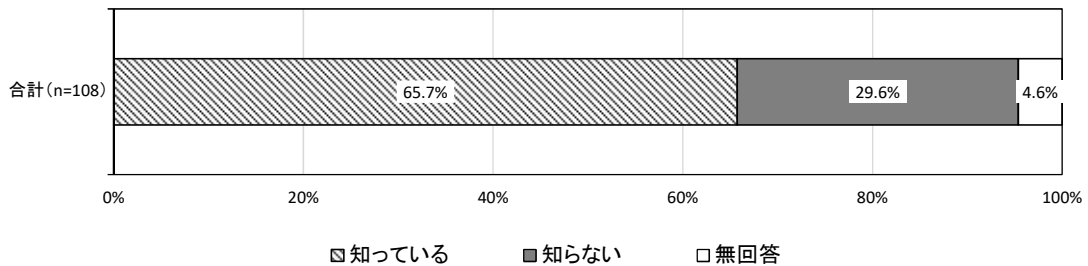
【町民（18歳以上）】

「知っている」との回答が約半数の50.6%となっています。



【若者（16～17歳）】

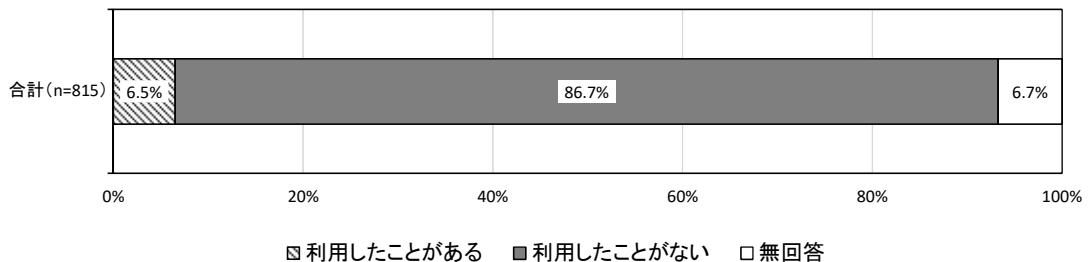
「知っている」との回答が65.7%で、「知らない」(29.6%)を大きく上回っています。



あなたは、例にあるような相談窓口 ※ を利用したことがありますか。(1つに○)

【町民（18歳以上）】

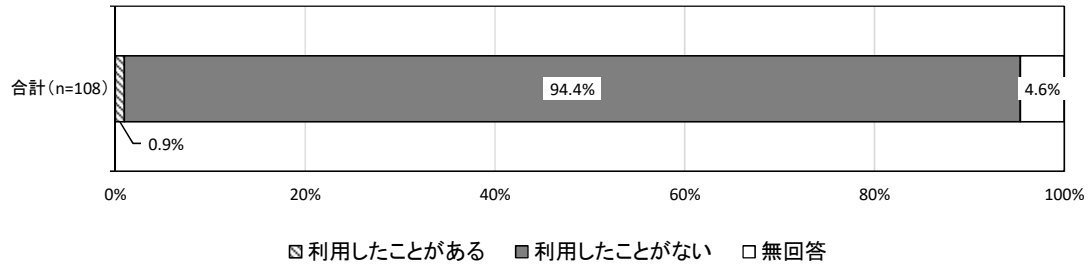
「利用したことがない」との回答が86.7%と多数を占めています。



※P.20 記載の「相談窓口の一例」

【若者（16～17歳）】

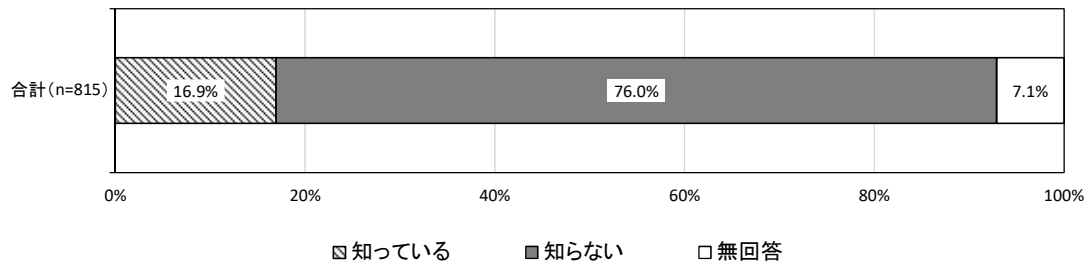
「利用したことがない」との回答が94.4%と、ほとんどの若者が利用していない状況です。



あなたは、「ゲートキーパー」について知っていますか。（1つに○）

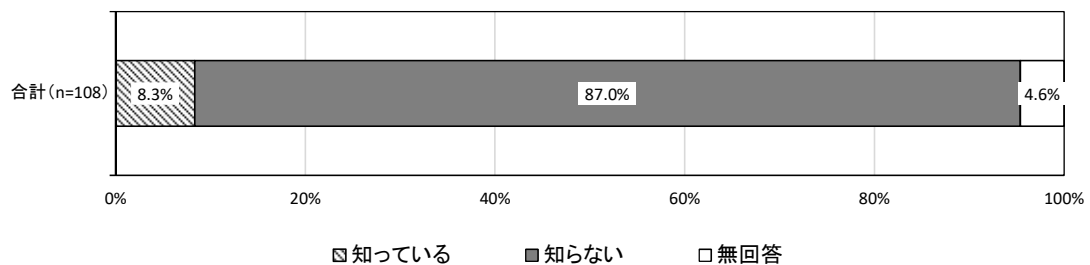
【町民（18歳以上）】

「知らない」との回答が76.0%で、「知っている」は16.9%となっています。



【若者（16～17歳）】

「知らない」との回答が87.0%で、「知っている」は8.3%にとどまります。



## 相談窓口の一例

福祉の相談窓口	
<p>◆<b>こころとからだの健康相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●富士見町保健センター</li> </ul> <p>電話：0266-62-9134（土日祝除く）8：30～17：15</p>	<p>◆<b>こころの健康相談統一ダイヤル</b></p> <p>電話：0570-064-556 （土日祝日を除く）9：30～16：00、18：30～22：00</p>
<p>◆<b>よりそいホットライン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●長野県精神保健福祉センター</li> </ul> <p>電話：0120-279-338（24時間通話料無料）</p>	<p>◆<b>心の相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●長野県精神保健福祉センター</li> </ul> <p>電話：026-226-0280（土日祝除く）8：30～17：15</p>
<p>◆<b>長野いのちの電話</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●長野いのちの電話連盟</li> </ul> <p>電話：0120-783-556（毎日）16：00～21：00 ※毎月10日は8：00～翌11日8：00</p>	<p>◆<b>心配ごと相談・人権相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●富士見町社会福祉協議会</li> </ul> <p>電話：0266-78-8986</p>
<p>◆<b>高齢者に関する相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●富士見町地域包括支援センター</li> </ul> <p>電話：0266-62-8200（24時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●富士見町 住民福祉課介護高齢者係</li> </ul> <p>電話：0266-62-9136（土日祝除く）8：30～17：15</p>	<p>◆<b>人権相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●富士見町 住民福祉課介護高齢者係</li> </ul> <p>電話：0266-62-9136</p>
<p>◆<b>障がい・福祉に関する相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●富士見町 住民福祉課社会福祉係</li> </ul> <p>電話：0266-62-9144（土日祝除く）8：30～17：15</p>	<p>◆<b>子育てに関する相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●富士見町保健センター</li> </ul> <p>電話：0266-62-9134（土日祝除く）8：30～17：15</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・家庭相談係</li> </ul> <p>電話：0266-62-9233（土日祝除く）8：30～17：15</p>
<p>◆<b>チャイルドライン</b></p> <p>電話：0120-997-777（月～土）16：00～21：00</p>	<p>◆<b>各種 SNS 相談</b></p> <p>LINE やメールなどでの相談窓口です。 「ひとりで悩まないで@長野」「生きづらびっと」 「寄り添いプロジェクト」</p>

## （2）調査結果にみる課題

日頃、悩みや苦勞、ストレスを感じることもある町民・若者の割合は60%台にのぼっています。悩みなどを相談しない、できない町民・若者はそれぞれ30%台・20%台でした。また、そのうちの半数以上が「自分ひとりで解決すべきだと思うから」、「他人に知られたくない」、「相談することが恥ずかしい」、「相談することは、自分が弱いと思う」との理由を挙げており、悩みなどを誰かに相談する前提を持たず、自ら抱え込んでいる状況です。

相談窓口（上記の一例）を「知っている」と答えた人は、町民の約半数、若者の65.7%ありました。しかし一方で、「利用したことがある」と答えた人は町民では6.5%、若者では0.9%にとどまりました。

悩みを相談するという行為につなげるために、日常生活で人とのつながりや信頼関係を築きやすくする地域社会づくりや、相談窓口の周知徹底、相談窓口へのハードルを下げるなどの方策が必要です。

ゲートキーパーについての認知は、町民では16.9%、若者では8.3%とわずかでした。ゲートキーパー養成と周知の取組もさらに進める必要があります。

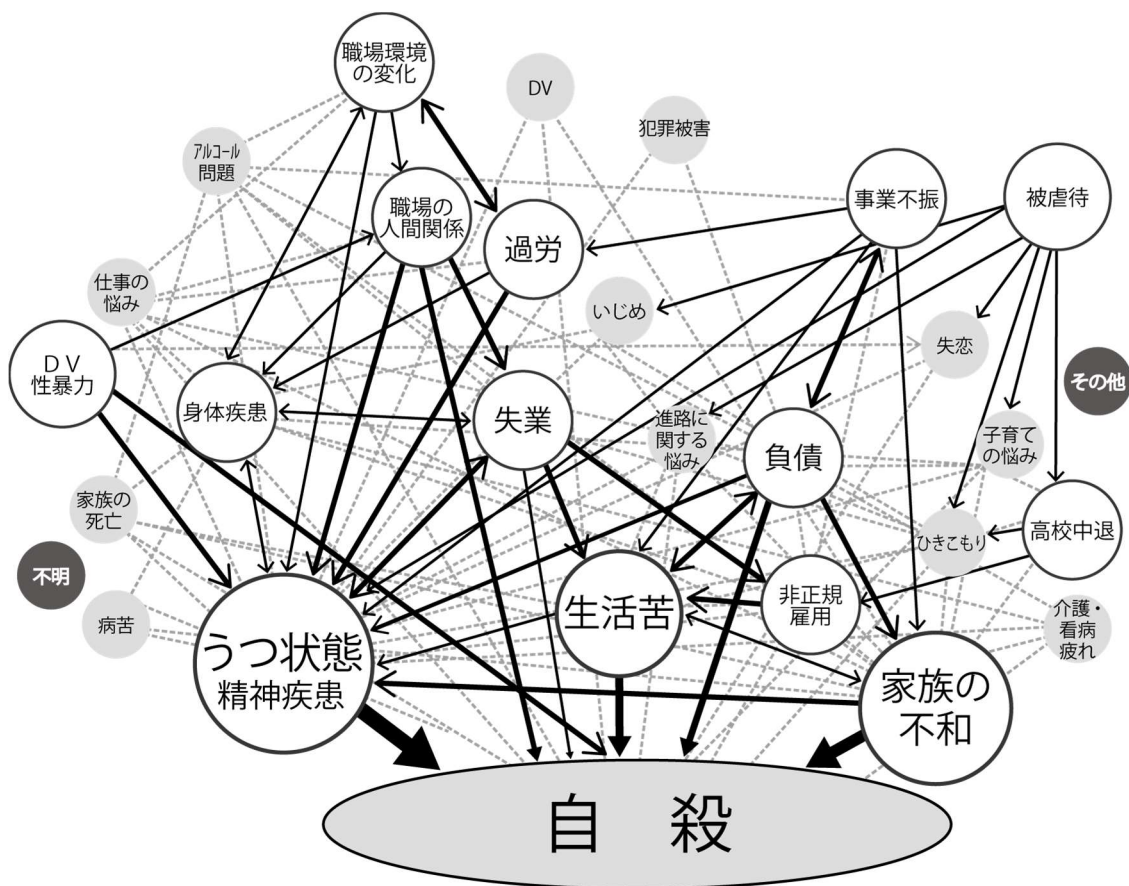
## 5. 自殺の危機要因及び危機経路

下の図は、「自殺実態1000人調査」(特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク) からみえてきた「自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)」です。

「自殺の危機経路」における丸印の大きさは、要因の発生頻度を表しています。丸印が大きいほど、自殺者がその要因を抱えていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いこととなります。

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。

特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクの調査では、自殺で亡くなった人は平均して4つの要因を抱えており、「自殺の危機経路」以外にも、職業、年齢、性別等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることがわかってきています。



出典：特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態1000人調査」

## 第3章 計画の目標と基本方針

### 1. 目標

#### 「誰も自殺に追い込まれることのない富士見町」を目指して

自殺対策を通じて最終的に目指すものは、「誰も自殺に追い込まれることのない富士見町」の実現です。この目標達成には、対策を進める上で具体的な数値目標等を定め、取組の成果と合わせて検証を行っていくことが必要です。

町では、平成26（2014）年から令和3（2021）年において平均して2.0人が毎年亡くなっているという状況から、計画最終年度の令和9（2027）年までに、年間自殺者数を0人とすることを目指します。

### 2. 基本方針

令和4（2022）年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、次の6項目を基本方針として本計画を推進します。



- ① 生きることの包括的な支援として自殺対策を推進します
- ② 関連施策の有機的な連携により、自殺対策を総合的に推進します
- ③ 対応のレベルと段階に応じた施策を効果的に連動させます
- ④ 実践的な取組と啓発を両輪で推進します
- ⑤ 関係者の役割を明確にし、関係者同士が連携・協働して取り組みます
- ⑥ 自殺者等の名誉や生活の平穩に配慮します



**① 生きることの包括的な支援として自殺対策を推進します**

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」よりも、失業や生活苦、孤立等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させていくことが必要です。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組だけでなく、「生きる支援」につながる地域のあらゆる取組を総動員し「生きることの包括的支援」として自殺対策を推進します。

**② 関連施策の有機的な連携により、自殺対策を総合的に推進します**

様々な要因により自殺に追い込まれようとしている人を、安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会的・経済的な視点を含む包括的な支援が必要です。

地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進するとともに、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、すべての関係機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することで必要な支援に確実につなげていきます。

**③ 対応のレベルと段階に応じた施策を効果的に連動させます**

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、様々な分野で包括的支援を行うために支援者や関係機関が連携する「地域連携のレベル」、法・支援制度等の整備を通し自殺に追い込むことのない社会づくりを進める「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けることができます。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階での啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった際の「事後対応」の3段階があります。

それぞれのレベルや段階に応じ、関連する施策を効果的に連動させ、必要な支援を総合的に提供します。

**④ 実践的な取組と啓発を両輪で推進します**

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得ること」です。当事者への支援策の実施や、関係機関の連携などの実践的な取組とともに、自殺に追い込まれそうな時は誰かに相談することや、自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門家につなぎ、温かく見守ることができるよう、啓発・教育活動を積極的に進めます。

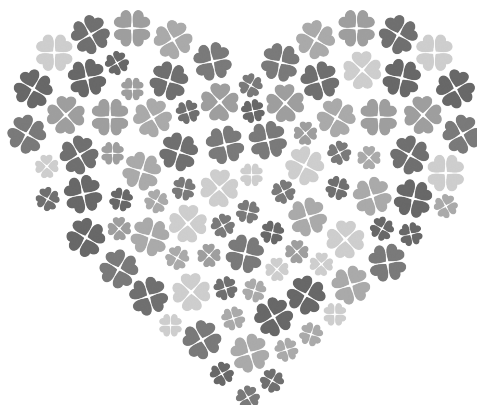
**⑤ 関係者の役割を明確にし、関係者同士が連携・協働して取り組みます**

自殺対策の効果を最大限高め、「誰も自殺に追い込まれることのない富士見町」を実現するために、国や県、町、関係機関や関係団体、企業、町民の皆さんがそれぞれの果たすべき役割を明確にし、連携・協働して自殺対策に取り組みます。

また、町等の相談窓口及び支援機関とのネットワーク化を進め、情報共有のためのプラットフォームづくりを行います。

**⑥ 自殺者等の名誉や生活の平穩に配慮します**

自殺者及び自殺未遂者、親族等の名誉と生活の平穩を侵害することのないよう、富士見町はこれを認識して自殺対策に取り組みます。



## 第4章 自殺対策の具体的取組

国は「地域自殺対策政策パッケージ」と各自治体の「地域自殺実態プロファイル」を作成しており、富士見町は、パッケージの基本施策5つと、富士見町における重点施策（平成29（2017）年作成～令和4（2022）年作成）に基づいて取組を進めています。「地域自殺対策政策パッケージ」より施策1～5、「地域自殺実態プロファイル」より施策6～8を合わせて8項目とし、取り組んでいきます。

**施策1：地域におけるネットワークの強化**

**施策2：自殺対策を支える人材の育成**

**施策3：町民への啓発と周知**

**施策4：生きることへの支援**

**施策5：子どもへの支援**

**施策6：働く世代への支援**

**施策7：高齢者への支援**

**施策8：生活困窮者への支援**

### 施策1：地域におけるネットワークの強化

困りごとを抱えている人の早期発見には、窓口対応や各業務の中でいかに気づくかが重要です。自殺対策を総合的に推進するため、関係機関・関係団体等が連携・協働する仕組みを構築し、地域のネットワークを強化します。

定期的に会議を開催し、ネットワークづくりと情報共有に努めており、今後は具体的な事案の取り扱いについて検討を進めます。

事業名	取組	担当課
(1)富士見町いのち支える自殺対策推進本部の設置	町全体で自殺対策に取り組むため、庁内に自殺対策推進本部を設置し、副町長を中心に計画の策定・見直しや全庁的な自殺対策事業に取り組めます。	住民福祉課 (保健予防係)
(2)富士見町いのち支える自殺対策ネットワーク会議の開催	自殺総合対策大綱に基づき、地域の関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進するため、富士見町いのち支える自殺対策ネットワーク会議を開催します。	住民福祉課 (保健予防係)

(3) 庁内における連携・見守り体制の強化	各種窓口対応や相談業務、見回り等において支援の必要性が感じられた場合に、必要な支援につなげられるように関係部門と連携します。また、積極的な声かけ・見守り等により支援につながる機会を増やします。	全課
(4) 健康づくり計画の推進	心の健康について、自殺対策計画と連携して取り組みます。	住民福祉課 (保健予防係)

## 施策2：自殺対策を支える人材の育成

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要です。保健、医療、福祉、教育、労働その他自殺対策関連組織に属する人や一般市民を対象に「気づき」のできる人材の育成に取り組みます。

ゲートキーパーの一般市民への周知方法について再考するとともに、受講してほしい団体の検討を行う必要があります。

事業名	取組	担当課
(1) ゲートキーパーの養成	①相談支援に関わる職種や、悩みを抱えている人を適切な支援につなぐ必要がある窓口業務に携わる職種の人を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。 ②広報や啓発グッズを利用し広くゲートキーパー養成を行うことにより、身近な人の悩みや問題に気づき、地域での支え役となれるような市民の育成を進めます。	住民福祉課 (保健予防係)
(2) 認知症サポーター養成講座	養成講座の中でゲートキーパーや自殺問題に関する内容を取り入れるよう働きかけます。	住民福祉課 (介護高齢者係)

### 【ゲートキーパー養成講座推奨団体】

団体名	担当課
(1) 保健補導員	住民福祉課(保健予防係)
(2) 民生・児童委員	住民福祉課(社会福祉係)
(3) 人権擁護委員	住民福祉課(介護高齢者係)
(4) 福祉関係事業所(社協職員、相談支援専門員等)	住民福祉課(社会福祉係)(介護高齢者係)
(5) 子どもに関わる機関(ファミリーサポートセンター会員、放課後児童支援員、地域見守り隊の方、教員等)	子ども課
(6) 商工会関係(商工会員や企業等)	産業課(工業交通係)
(7) 役場職員	総務課(庶務人事係)

### 施策3：町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得ること」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めるといったことが町民の共通認識となるよう啓発を進めます。

また、町民に各種相談窓口を周知し、必要な時に適切な支援につながられるようにします。

様々な媒体等を用い、効果的に啓発を行うことが課題です。

事業名	取組	担当課
(1)行政や関連機関、相談窓口の情報提供・広聴に関する事務	各種事業・支援策等に関する情報を住民に提供します。また、ポスターの掲示、必要に応じて相談先一覧等のリーフレット配布等を行います。	全課
(2)リーフレット・啓発グッズ・メディア等を活用した啓発	自殺予防週間・自殺対策強化月間及び成人式時に、リーフレットや啓発グッズを配布し、自殺予防対策や各種相談窓口を住民に周知します。また、広報や町ホームページ、告知放送等を活用し、自殺対策関連の記事や各種相談窓口を住民に周知します。	住民福祉課 (保健予防係)
(3)図書館等での展示や各種講座等の機会を利用した啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間に、図書館やコミュニティ・プラザで自殺対策関連の展示やリーフレットの配布を行います。	生涯学習課 (図書館博物館係)
(4)人権啓発事業	人権啓発は自殺対策につながっているため、講演会等の実施を行います。	生涯学習課 (生涯学習係) 総務課 (庶務人事係)

### 施策4：生きることへの支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの阻害要因」が「生きることの促進要因」よりも高まった時です。「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やし、生きやすい地域を目指します。また、新たな自殺総合対策大綱に追加された「自殺未遂者支援」にも取り組みます。

地域コミュニティやサークル活動等を推進し、仲間づくり・生きがいづくりやリフレッシュの機会を増やすとともに、あらゆる町民に対する重層的支援体制を整備する必要があります。

事業名	取組	担当課
(1)重層的支援体制整備事業	<p>①育児・介護・障がい・貧困などの複合化した課題に対応するため、相談を断らずに受け止め、多機関の横断・重層的なネットワークを構築します。</p> <p>②富士見町まるまる相談室を中心とし、様々な生活上の困りごとについて専門の相談員が相談を受けます。また、必要に応じて関係機関と連携し、定期訪問(アウトリーチ)相談や参加への支援を通じて困りごと解決をサポートします。</p> <p>③地域支え合いマップの作成・更新を通し、地域に潜在する困りごとや悩みを抱える人の相談支援、地域内における支え合いの推進を行います。</p>	社会福祉協議会 住民福祉課 子ども課
(2)地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築します。	住民福祉課 (介護高齢者係)
(3)権利擁護事業 成年後見支援センター	判断能力に不安を抱える人の中には、自殺のリスクが高い人も含まれる可能性があるため、当事者と接する際に抱える悩みの早期発見・対応に努め、必要時には関係機関と連携して支援します。	住民福祉課 (社会福祉係) (介護高齢者係) 社会福祉協議会
(4)子ども家庭センター事業	母子保健事業 ※、保育園、学校教育関係と連携して、すべての妊産婦、子どもへ一体的に相談支援を行います。(R6年度～設置予定)	子ども課 住民福祉課 (保健予防係)
(5)地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに関する相談の場を設置し、相談相手のいない保護者の自殺リスクの軽減を図るとともに、困りごとや悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努めます。	子ども課 (子ども・家庭相談係)
(6)青少年教育	青少年の豊かな人格形成や地域活動指導者の資質向上を図るための研修会や啓発等を行います。	生涯学習課 (生涯学習係)

※母子保健事業…産後ケア事業、養育支援事業、乳幼児健診、新生児訪問等

第2次富士見町いのち支える自殺対策計画

(7)仲間づくり・生きがいづくり・地域活動・ボランティア活動の推進	集える場の提供や活動への助成、各種講座・スポーツ行事の開催等を通して、仲間づくり・生きがいづくりを支援します。	生涯学習課 (生涯学習係) (スポーツ係) 社会福祉協議会
(8)無料法律相談	生活上のトラブルを抱える人に、専門家への相談の機会を提供します。	住民福祉課 (住民係)
(9)心配ごと相談	心配ごとを抱える人の相談に、民生児童委員、人権擁護委員、司法書士などが対応します。	社会福祉協議会
(10)各種相談業務・サービスの適切な利用の促進	随時担当課において、子育てや虐待、精神疾患、身体障がい、介護等、対象者の抱える悩みの早期発見・対応に努めます。相談内容に応じて、必要時に関係機関と情報共有や連携をして支援します。また、必要なサービスを適切に利用できるよう対応します。	住民福祉課 (社会福祉係) (介護高齢者係) (保健予防係) 子ども課 (総務学校教育係) (幼児保育係) (子ども・家庭相談係)
(11)各種保健事業の実施	はつらつ健康づくり教室やプレママクラブ、パパママ教室などの内容に心の健康分野を取り入れます。また、会への参加者同士の交流を促し、つながりが持てるよう支援します。	住民福祉課 (保健予防係)
(12)精神障がい者ケア	回復過程にある精神障がい者に対し、集団活動ができる場を提供することで、対人関係の改善、社会生活への適応を図ります。	住民福祉課 (保健予防係)
(13)自殺未遂者への支援	①「富士見町いのち支える自殺対策ネットワーク会議」構成団体等の多職種と連携し、自殺未遂者のための生きる支援に取り組みます。 ②諏訪圏域で自殺未遂者支援を推進します。	住民福祉課 (保健予防係)
(14)遺された人への支援	保健師等がこころのケアに努めるとともに、長野県内で開催されている自死遺族交流会「あすなろの会」への参加を促します。	住民福祉課 (保健予防係)

## 施策5：子どもへの支援

長野県における未成年者の自殺死亡率は、全国を上回る状況が続いています。子どもが自殺に追い込まれることのないよう、悩みや問題が深刻化する前に必要な支援につなげることが重要です。

児童生徒や学生の生活の場である家庭、地域、学校の連携を図り、子どもたちの自己肯定感を成長期から養えるよう、あらゆる機会を通してきめ細やかな支援を行います。地域資源の開拓や人材確保が課題となっています。

事業名	取組	担当課
(1)SOSの出し方に関する教育	町立中学校の生徒に対し、学校・教育委員会・町が連携してSOSの出し方に関する教育を実施します。	住民福祉課 (保健予防係) 子ども課 (子ども・家庭相談係)
(2)児童虐待防止対策の充実	相談支援事業や関係機関の連携・協力により、家庭環境に問題のある児童生徒とその家族を支援し、問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクを抑えます。	子ども課 (子ども・家庭相談係)
(3)コミュニティ・スクール事業	地域ぐるみで子どもを育てる仕組みをつくり、地域と子ども・家庭のつながりを深めます。また、子どもとの関わりを通して不登校の子ども等の家庭状況にも配慮した支援が行えるよう努めます。	子ども課 (総務学校教育係) (子ども・家庭相談係)
(4)いじめ対策事業	人権教育や各校のいじめ防止基本方針の点検・見直しを行い、個別支援を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的ないじめ防止に努めます。	子ども課 (総務学校教育係) (子ども・家庭相談係)
(5)スクールカウンセラー事業	電話相談等、学校以外の場での相談の機会を提供することで相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に努めます。	子ども課 (総務学校教育係) (子ども・家庭相談係)



(6)中間教室の設置	学校生活に適応できず不登校になっている児童生徒の登校・自立を支援するため、中間教室を設置し、学習・生活指導等を行うとともに、不登校児童生徒が安心していられる場所を提供します。また、保護者からの相談にも対応します。	子ども課 (総務学校教育係) (子ども・家庭相談係)
(7)一貫した支援の推進	保育園・幼稚園・小中学校・関係機関が、児童生徒の状況や家庭環境について情報を共有し、一人ひとりが希望や目標を持って登園・登校できるよう、連携した支援を行います。 保育・学校生活上での困難を軽減し、保護者の相談にも応じることで、保護者自身の負担感を軽減します。	子ども課 (幼児保育係) (総務学校教育係) (子ども・家庭相談係)
(8)子育て世帯の経済的支援	児童扶養手当支給や奨学金に関する事務手続き等の際に対象者の抱える悩みの早期発見・対応に努め、必要時には関係機関と連携して支援します。また、必要に応じて相談先一覧等のリーフレットを配布します。	子ども課 (幼児保育係) (総務学校教育係)
(9)子どもの居場所づくり支援	行政と民間において、各居場所のネットワークをつくり、情報共有を行い協働していきます。町・各居場所において情報発信を行います。また、相談を受ける中で必要に応じて各居場所の情報提供やつなぎを行います。	子ども課 (子ども・家庭相談係)

## 施策6：働く世代への支援

町の自殺者の状況をみると、有職者・無職者ともにリスクがあることがわかります。職場での配置転換やハラスメント、人間関係、長時間労働などの問題がきっかけになるケースも想定されます。現代の多様な働き方に対応できるよう、職場だけの対策ではなく、働く世代全体への支援に取り組みます。

また、無職者については、失業から生活苦に陥り借金を抱えるなどリスクが高いため、早期に発見し、支援につなげる必要があります。

事業名	取組	担当課
(1)職場における自殺対策の周知・啓発	リーフレットや広報を活用し、健康で充実して働き続けることのできる労働環境の整備を啓発するとともに、労働問題に関する相談窓口を周知します。	住民福祉課 (保健予防係)

(2)商工会・中小企業への支援	中小企業が安定した経営を継続できるよう、融資制度等により支援します。また、融資の機会を利用して経営状況を把握し支援が必要と思われた場合には、相談窓口の紹介や関係機関と連携した支援を行います。	産業課 (工業交通係)
(3)新規就農者への支援	初めての就農や慣れない地域での暮らしにより、悩みを抱えないよう、新規就農支援パッケージとして一連の支援を行います。	産業課 (営農推進係)
(4)労働に関する相談	就労や経営等、労働に関する相談に対応し、必要な場合は関係機関と連携して支援します。 また、職業紹介の周知を行い、求職者と企業とのマッチングを行います。	産業課 (工業交通係)

## 施策7：高齢者への支援

高齢になると配偶者等との死別、病気等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題が生じやすくなります。高齢者の自殺を防ぐために、高齢者本人に対する支援はもとより、家族や介護者等への支援も含め、地域包括ケアシステムと連動して自殺対策を行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動制限があったため、活動の継続が困難になった事業があるなど、体制の立て直しが課題です。

事業名	取組	担当課
(1)高齢者の居場所づくり	①気軽に通うことの出来る場所（サロン、おたっしゃ広場、各種サークル等）を提供することで、地域で顔の見える関係をつくり、高齢者の社会参加を促進します。 ②町内の地区社協・地域福祉活動団体の活動への助成と活動支援を通し、高齢者のための居場所づくりを進めます。	住民福祉課 (介護高齢者係) 社会福祉協議会
(2)一人暮らし高齢者への支援	①配食・会食サービスを通して、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進します。 ②緊急通報システムを設置し、緊急時だけでなく不安時の利用も促進し、孤独感や不安感を軽減します。	社会福祉協議会 住民福祉課 (介護高齢者係)

(3)高齢者クラブ等の活動支援	高齢者クラブ等で行う出前講座や奉仕活動などに補助金を交付し、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援します。	住民福祉課 (介護高齢者係)
(4)高齢者台帳整備事業	一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を定期的に訪問し、相談や心理的なサポートを行うことにより、孤立化を防ぎます。	住民福祉課 (介護高齢者係)
(5)介護者への支援の充実	介護者の悩みに対応する介護相談を行うとともに、リフレッシュや情報交換を目的とした介護者リフレッシュ事業を行い、介護者相互の支え合いを促進します。	住民福祉課 (介護高齢者係) 社会福祉協議会
(6)地域包括支援センターの運営	高齢者が抱える問題等の情報を把握し、高齢者向け施策を実施する関係者間での連携を強化し、地域での支援につなげます。	住民福祉課 (介護高齢者係)

## 施策8：生活困窮者への支援

生活困窮に陥る背景としては、失業・無職等だけでなく障がいや疾病、介護、虐待等、多数の要因が関わり合っているケースも少なくありません。経済面や生活面の支援の他、心の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を行います。

身近なところに支援関係者がいないこと等が課題となっており、定期的に会議を開催することで個別支援に結びつけていきます。

事業名	取組	担当課
(1)生活困窮者自立支援事業との連携	自殺対策及び生活困窮関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会や共通の相談票の導入について検討します。また、自殺対策と生活困窮者自立支援の両事業の連動性を高めるため、関係機関の連絡会を開催します。	住民福祉課 (社会福祉係) 長野県諏訪生活就労支援センター (まいさぼ) 社会福祉協議会
(2)生活一時金の貸付事業	突発的な出費等により一時的に生活が困難となった住民に資金等の貸付を行い、日常生活の安定を図ります。	社会福祉協議会
(3)税金・保険料・各種料金納付に関する相談・徴収業務	未納・滞納等の相談・徴収過程で、生活上の様々な問題を抱えている人を早期に発見し、支援に必要な相談窓口につなげます。	財務課 (収納係) 上下水道課 (庶務経理係)

## 第5章 今後の成果指標

### 1. 自殺対策全体の成果指標(数値目標)

成果指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
年間自殺者数	H26~R3年平均 2.0人	0人

### 2. 施策に対する指標

成果指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	
<b>施策1 地域におけるネットワークの強化</b>			
(1)富士見町いのち支える自殺対策推進本部会議の開催	年1回	年1回	
(2)富士見町いのち支える自殺対策ネットワーク会議の開催	年1回	年1回	
<b>施策2 自殺対策を支える人材の育成</b>			
(3)ゲートキーパーの増加	H27~R4年度 610人(推定)	R5~9年度 650人	
(4)子どもに関わる機関への実施	H27~R4年度 2回	年1回	
(5)商工会関係への実施	H27~R4年度 2回	年1回	
(6)役場職員へのゲートキーパー養成研修の実施	年1回	年1回	
<b>施策3 町民への啓発と周知</b>			
(7)自殺予防週間・自殺対策強化月間・成人式時における広報活動	実施	実施を継続	
(8)相談窓口一覧の整理、作成、配布	未作成	実施	
<b>施策4 生きることへの支援</b>			
(9)重層的支援体制整備事業の実施	移行準備事業実施	実施	
(10)相談相手がいる人の割合	16~17歳	75.9%	80%
	18歳以上	62.7%	70%

(11)いつもストレスを感じている人の割合	18歳以上(男性)	18.2%	15%
	18歳以上(女性)	17.6%	15%
施策5 子どもへの支援			
(12)SOSの出し方に関する教育の実施		年1回	複数学年で実施
施策6 働く世代への支援			
(13)労働に関する相談会の実施		年2回	年2回
施策7 高齢者への支援			
(14)地区サロンの設置数		28か所	33か所
施策8 生活困窮者への支援			
(15)まいさぽ支援調整会議の開催数		年7回	年7回



## 資料編

富士見町いのち支える自殺対策ネットワーク会議 組織表

行政機関	諏訪保健福祉事務所
	富士見町
医療・福祉・保健機関	富士見地区医師会
	富士見町薬剤師会
	富士見町民生児童委員協議会
	富士見町社会福祉協議会
	富士見町地域包括支援センター
	長野県諏訪生活就労支援センター まいさぼ信州諏訪
教育機関	南諏校長会
	富士見町 PTA 連合会
産業機関	富士見町商工会
警察・消防	富士見町交番
	諏訪広域消防本部富士見消防署
その他関係団体	富士見町保健補導員会連合会
	富士見町青少年健全育成町民会議
	諏訪人権擁護委員協議会

## 第2次富士見町いのち支える自殺対策計画

---

発行日 令和 5 年 3 月

発行 富士見町

編集 富士見町住民福祉課

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777 番地

TEL 0266-62-9134 FAX 0266-62-6877

---